



発行 東京都

目次

○路外駐車場の供用の休止..... (建設局道路管理部管理課)...

公 告

○開発行為に関する工事完了..... (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....  
○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要..... (産業労働局商工部地域産業振興課).....

告 示

●東京都告示第千二百六十四号  
東京都駐車場条例 (昭和三十三年東京都条例第七十七号) 第十四条の八第一項の規定により路外駐車場の供用を休止するので、同条第二項の規定により、次のように告示する。

平成三十年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 東京都新京橋駐車場

二 休止期間 平成三十年九月十八日から平成三十一年九月三十日まで

三 理由 改修工事のため

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市廻田町二丁目三十番 西東京市芝久保町四丁目二二及び同番三 十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

東久留米市南沢四丁目百四十六番十一号 練馬区石神井町二丁目二十番及び同番地先 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

小金井市本町四丁目二千六百五十四番三 渋谷区東一丁目二番三号 株式会社西遊舎 代表取締役 原澤 寛

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ヒューリック有楽町二丁目開発計画

イ 店舗所在地 千代田区有楽町二丁目四番一ほか

ウ 設置者名 ヒューリック株式会社

(二)ア 店舗名 スーパーパリュエ世田谷松原店

イ 店舗所在地 世田谷区松原二丁目六百八十二番二

ウ 設置者名 株式会社NTT東日本プロパティーズ

(三)ア 店舗名 (仮称) 大森西商業施設計画

イ 店舗所在地 大田区大森西三丁目一番三十八

ウ 設置者名 三菱商事都市開発株式会社

(四)ア 店舗名 ライフ西小岩店

イ 店舗所在地 江戸川区西小岩三丁目三十五番二十号

ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

(五)ア 店舗名 イーアス高尾

イ 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十一

ウ 設置者名 大和ハウス工業株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十年八月十日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成三十年九月四日から同年十月四日

五  
縦覧時間

日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性  
この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。